

公認スポーツ指導者制度 (ゲートボール)

日本ゲートボール連合（JGU）では、1996年4月、文部省より「社会体育指導者の知識・技能審査事業」の認定を受け、これにもとづく地域スポーツ指導者（ゲートボール）養成事業を開始いたしました。その後、同審査事業は行政改革等の見直しを受け、2005年度末をもって廃止となり、公益財団法人日本体育協会の「公認スポーツ指導者制度」として改定されました。

スポーツ指導者は、常にプレイヤーを最優先するというスタンスに立ち、最新のスポーツ医・科学の知識を活かし、スポーツを「安全に、正しく、楽しく」行うことをサポートしながら、「スポーツの本質的な楽しさや素晴らしさ」を伝えることのできる者である。

本制度は、異なる競技団体において統一された理念と一貫したシステムにもとづき、すべての指導者が共通の理念を持ちながら、指導対象者に対し責任をもって、適切なスポーツ指導に当たるために必要な指導能力とスポーツに関する正しい知識を有する指導者の養成と指導力の向上を図り、国民一人ひとりの「楽しく安全なスポーツ活動」をサポートできる指導体制を確立することを目的とし、日本体育協会との協力体制のもと、各競技団体において実施されています。

現在は、これまでの競技団体主体の養成から、スポーツ分野を専門とする大学や専門学校での取得、また学校スポーツに携わる教職員等が取得しやすい環境整備へと着手し、さらなる資格取得者の拡大に取り組んでいます。

さらに、日本体育協会では、国体改革における今後の国体像として、「国内最大・最高の総合スポーツ大会」および「将来性豊かなアスリート選手の発掘・育成・強化を行う大会」という「意義」を掲げ、国体参加の監督に対して「公認スポーツ指導者資格の保有義務付け」を導入し、2016年度の岩手国体からは義務化の完全実施を徹底するとともに、選手が競技に専念できる環境整備（選手兼任監督の解消）を講じていくこととしています。

今後、日本のスポーツ界が本制度を基本とし、スポーツ活動を推進していくことは明らかであり、JGUとしては、質の高い指導者を養成することはもちろんのこと、指導をする立場の方々がこのスポーツ界共通の資格を持つことで、ゲートボールを知らない人たちへの指導の際に社会的信頼を得られるものと考え、47都道府県加盟団体と協力しながら、普及推進の根幹を担う指導者の発掘・養成を行うとともに、ゲートボール指導活動の資質向上と活性化を図っていく所存です。